

創業サポート長崎 ガイドブック

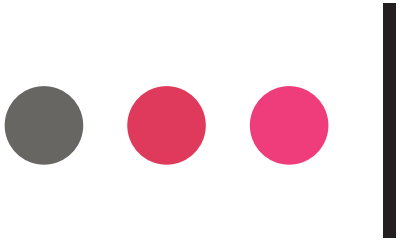
長崎市内で創業を考えていらっしゃる方へ



創業サポート長崎 | 12の支援機関 |

- ①長崎市役所 ②長崎商工会議所 ③長崎県(長崎県ビジネス支援プラザ)
- ④長崎県中小企業診断士協会 ⑤日本政策金融公庫長崎支店 ⑥十八親和銀行 ⑦長崎銀行
- ⑧東長崎商工会 ⑨長崎市北部商工会 ⑩長崎南商工会 ⑪長崎県よろず支援拠点 ⑫商工中金

※ “SEVEN HEARTS”さん(平成26年11月創業)に表紙デザインを作成いただきました!



目次

1	創業したい!と思ったら・・・	1
	(1) 創業サポート長崎 支援メニュー一覧.....	3
2	創業するならここへ相談!～創業サポート長崎メンバー紹介～	4
	(1) 長崎市役所.....	4
	(2) 長崎商工会議所.....	5
	(3) 長崎県(長崎県ビジネス支援プラザ).....	6
	(4) 長崎県中小企業診断士協会.....	7
	(5) 日本政策金融公庫長崎支店.....	8
	(6) 十八親和銀行.....	9
	(7) 長崎銀行.....	10
	(8) 東長崎商工会.....	11
	(9) 長崎市北部商工会.....	12
	(10) 長崎南商工会.....	13
	(11) 長崎県よろず支援拠点.....	14
	(12) 商工中金.....	15
3	長崎市の補助制度について	16
4	税務関係の届出はどうするの?	17
5	社会保険関係の届出はどうするの?	18
6	許認可関係はどこに申請するの?	19～20

長崎市内で創業を考えていらっしゃる方へ

創業サポート長崎

をご利用ください!

創業は難しそう、やりたいことは決まっているのに事業計画が立てられず創業するまでに、準備をすることはたくさんありますが、一人ではとそんな時は、「創業サポート長崎」をぜひご利用ください。



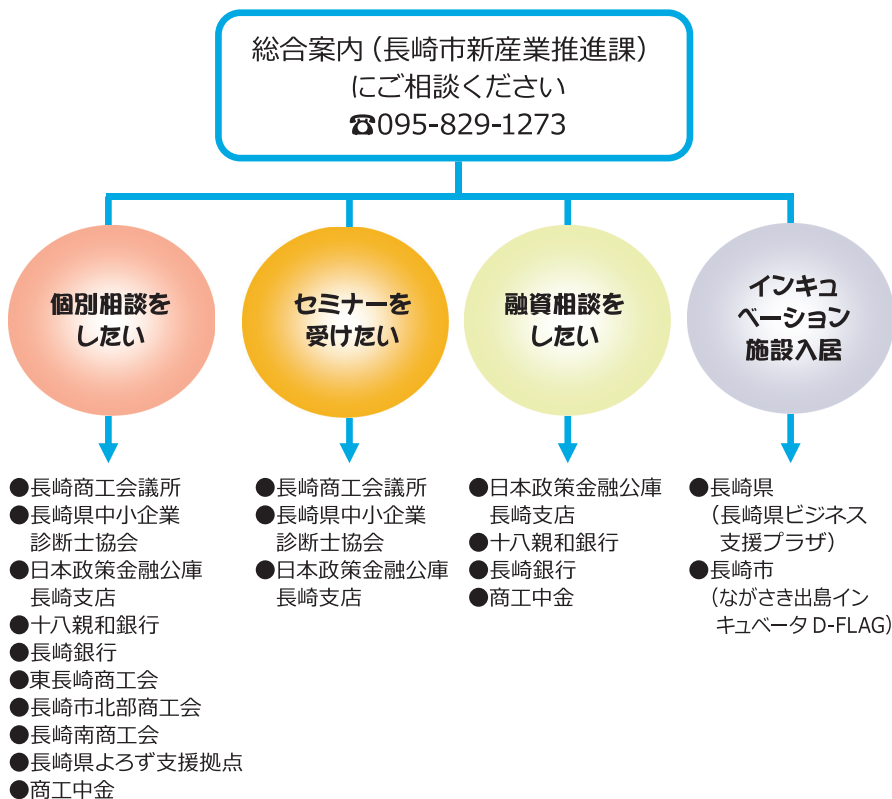
～創業準備のチェックポイントの一例～

- | | | |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1.創業の動機は明確ですか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2.事業について経験や知識はありますか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3.家族の理解はありますか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4.セールスポイントはありますか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5.資金繰り計画は立てていますか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 6.事業計画書を作っていますか? | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

創業するまで、それぞれ

れない・・・
ても大変です。

「創業サポート長崎」ご利用の流れ



の専門知識を活かしハンズオンで支援を行います！

「創業サポート長崎」は産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に認定されました

この認定は、国が地域における創業促進を目的として行うもので、市区町村が地域の民間等の創業支援等事業者と連携して実施する創業支援等事業計画を策定することとされています。

計画に定める、創業に必要な「経営、財務、販路拡大、人材育成」の知識習得について、おおよそ1か月(4回)以上の継続支援(「特定創業支援等事業」といいます)を受けた方には、次のようなメリットがあります。

- (1) 株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税が軽減(軽減率2分の1)
- (2) 創業関連保証が創業6か月前から利用可能
- (3) 新創業融資制度(日本政策金融公庫)における自己資金要件が緩和
- (4) 日本政策金融公庫における新規開業支援資金等の拡充

創業サポート長崎 支援メニュー一覧

創業サポート長崎の12の支援機関の支援メニュー一覧です。詳しい支援内容はそれぞれの機関の掲載ページをご覧ください。

相談内容	掲載ページ	長崎市役所	長崎商工会議所	長崎県 （長崎県ビジネス支援プラザ）	長崎県中小企業診断士協会	日本政策金融公庫長崎支店	十八親和銀行	長崎銀行	東長崎商工会	長崎市北部商工会	長崎南商工会	長崎県よろず支援拠点	商工中金
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
① ワンストップ相談窓口（総合案内）		○											
② 創業に関する基礎知識の習得			○	○	○	○			○	○	○	○	
③ 業界情報等の提供			○		○	○			○	○	○	○	
④ 事業計画の作成支援			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 助成金・補助金等		○	○	○	○				○	○	○	○	
⑥ 労働保険			○						○	○	○	○	
⑦ 税金		○	○						○	○	○	○	
⑧ 会社設立手続			○						○	○	○	○	
⑨ 許認可		○	○						○	○	○	○	
⑩ 販路開拓の支援			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ 財務・会計			○		○				○	○	○	○	
⑫ 人材の確保・育成			○		○				○	○	○	○	
⑬ 資金調達		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭ インキュベーション施設入居者支援		○		○								○	○

2 創業するならここへ相談!～創業サポート長崎メンバー紹介～

長崎市役所

(創業サポート長崎 総合案内)

お問い合わせ

TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151

E-mail shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 (14 階)

担当: 新産業推進課 創業支援係

https://www.city.nagasaki.lg.jp/

受付時間

平日 8:45 ~ 17:30

相談方法

電話、来所、メール

創業サポート長崎

検索



支援メニュー(3ページ):①、⑤、⑦、⑨、⑬、⑭



迷ったときは

創業サポート長崎へ!

■“創業サポート長崎”とは?

長崎市内の創業支援等事業者がチーム体制を組んだものです。創業支援等事業計画を作成し、平成26年6月20日に、国から認定を受けました。

今までそれぞれが単独に行っていたサポートを長崎市が総括しますので、「長崎市内で創業したいけれど、どこに相談に行ったらいいのかわからない」というかたは、まず総合案内(新産業推進課)へお電話ください。ご相談内容により、専門知識を持つチームメンバーにおつなぎします。市外在住のかたでもご利用できます。

■チームメンバーは12機関

長崎商工会議所、長崎県(長崎県ビジネス支援プラザ)、長崎県中小企業診断士協会、日本政策金融公庫長崎支店、十八親和銀行、長崎銀行、東長崎商工会、長崎市北部商工会、長崎南商工会、長崎県よろず支援拠点、商工中金、長崎市の各機関が、創業に関するあらゆる情報提供を行います。

また、創業後も引き続き、経営のご相談に応じています。

■創業サポート長崎で一定期間支援を受けると、こんなメリットが!

おおよそ1か月(4回)以上の継続支援を受けて創業される場合

- (1) 株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税が軽減(軽減率2分の1)
- (2) 創業関連保証が創業6か月前から利用可能
- (3) 新創業融資制度(日本政策金融公庫)における自己資金要件が緩和
- (4) 日本政策金融公庫における新規開業支援資金等の拡充

主な創業支援

■総合案内

創業は難しそう、やりたいことは決まっているのに、何から始めればよいのかわからない・・・創業するまでに、準備をすることはたくさんありますが、一人ではとても大変です。まずは、長崎市の総合案内にご連絡ください。市の窓口が創業サポート長崎のフロアマネージャーとなり、ご相談内容に応じた専門知識を持つ支援機関におつなぎします。



■インキュベーション施設入居者支援

「ながさき出島インキュベータ D-FLAG」(長崎市出島町1-43)は、「医工連携」をはじめとした幅広い業種を対象に、大学が持つシーズや研究成果と地域企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図る施設です。審査を経て入居していただくことが可能です。長崎市では、長崎県とともに入居者の賃料補助を行っています。

創業した後の支援制度もご利用ください

■事業を継続していくために、中小企業の皆様を応援しています!

創業後、軌道に乗るまではなかなか事業が計画通りに進まないものです。

長崎市には中小企業向けの補助制度、融資制度、認証制度、相談員・指導員によるアドバイスなど販路拡大、経営力強化のための各種制度がございますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ
 TEL 095-822-0111 FAX 095-825-1490
 〒850-0031 長崎市桜町 4-1 2 階
 担当：中小企業振興部 経営支援課
<https://www.nagasaki.jp/>

受付時間
 平日 9:00~17:00

相談方法
 電話、来所



支援メニュー(3ページ):②~⑬



**創業支援実績
 ナンバー1!**

■創業で長崎を元気に!

長崎商工会議所は、長崎市内を中心に約4,000社の会員事業所で組織され、地域経済の振興・発展を図っている「地域総合経済団体」です。

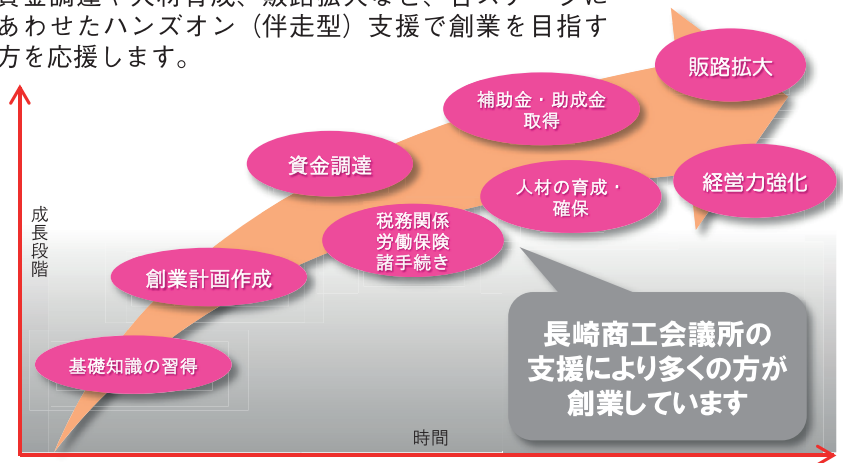
長崎に根付いた経済団体として、創業する皆様の夢を多方面から応援します。

窓口で常時ご相談をお受けしているほか、創業に関するセミナーを開催していますので、お気軽にご相談・ご参加ください。

主な創業支援

創業の夢をハンズオン・ワンストップで一緒に叶えます。

長崎商工会議所では、創業計画の作成はもちろん、資金調達や人材育成、販路拡大など、各ステージにあわせたハンズオン（伴走型）支援で創業を目指す方を応援します。



■基礎知識の習得～創業計画作成支援

相談窓口を常時開設し、経営指導員が創業に関する知識の習得を支援しています。また、創業に必要な創業計画書の作成をお手伝いしており、多数の実績があります。

■資金調達支援

創業に必要な資金の調達を徹底的にサポートします。長崎商工会議所の支援により申し込むことが可能となる有利な条件の融資制度もあります。

■税務関係・労働保険諸手続き支援

創業の際の税務関係の手続き、届出についてしっかりご説明します。また、労働保険事務組合により、煩雑な労働保険関係の手続きを代行しています。

■補助金・助成金取得支援

国や県、市の補助金・助成金採択のために必要な書類の作成を支援しています。また、商工会議所の支援が必須の補助金もあります。

■人材の育成・確保支援

簿記等の資格取得やビジネスに直結した講習会の開催により、人材育成を支援します。

■販路拡大支援

大手流通業界等のバイヤーとの商談会や、長崎商工会議所会員による交流会を通じて販路の拡大・ネットワークづくりを支援します。

■経営力強化支援

経営革新、地域資源活用、農商工連携など、経営力強化のための新たな事業への取組みについてもハンズオンで支援します。

創業をお考えの方はお気軽にご相談ください!

長崎商工会議所で支援を受けると、こんなメリットがあります!

- ハンズオン・ワンストップのサポート
- 有利な条件で資金調達可能
- 補助金取得のコツを伝授
- 創業後もしっかりフォローアップ

詳しくは右欄をご覧ください!



長崎商工会議所キャラクター
 でじまる君

長崎県(長崎県ビジネス支援プラザ)

お問い合わせ

TEL 095-828-1616 FAX 095-828-1617

E-mail ngs-bpp@secretariat.ne.jp

〒850-0862 長崎市出島町 2-11 出島交流会館 8F

https://nagasaki-bpp.jp/

受付時間

平日 9:00 ~ 18:00

(相談受付 16:30 まで)※要予約

相談方法

来所、電話、メール



支援メニュー(3ページ):②、④、⑤、⑩、⑭



起業しよう

思ったら...

長崎県ビジネス支援プラザは、長崎県が新たな産業を創出、育成する目的で、起業予定の方や起業して間もない方(5年以内)を対象に開設したインキュベーション施設です。

入居後、起業家の方がイメージする事業内容の強みや弱みをインキュベーションスタッフと分析しながら、事業を明確化し作り上げていきます。

【相談業務】

長崎県ビジネス支援プラザのインキュベーションスタッフが受け付けます。

●起業するのに長崎でオフィスを構えたいけれど、支援プラザに入居できるか話を聞きたい。

●長崎で起業したいと考えているけれど、何から始めたらいいかわからない。

●キャリアや趣味・特技を活かして、起業が出来ないか考えてみたい。

など、入居に関するご相談やお問い合わせを始め、起業・創業・新規事業に関するご相談もお受けし各関係支援機関のご紹介等を行っております。

主な創業支援

■インキュベーション施設の提供 見学予約は随時受け付けております。(お電話にてご予約下さい。)

【概要】

- ・インキュベーションブース(5㎡及び7㎡計5箇所のシェアタイプブース型オフィス貸与品:机、椅子、ロッカー)
- ・インキュベーションルーム(12㎡から27㎡計8室のワンルーム型オフィス)

【入居期限】

- ・インキュベーションブース(5㎡及び7㎡) : 原則6か月以内、最長1年
- ・小インキュベーションルーム(13㎡まで) : 原則1年以内、最長2年
- ・中インキュベーションルーム(27㎡まで) : 原則2年以内、最長3年
施設内転居した場合、最長5年入居可能

【入居費】

1年目は1平米1,040円で、使用年限に応じて徐々に上がっていく料金体系です。

電気代、空調用ガス代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。インキュベーションブースは定額(1,010円/月)です。

商談室(6名前後)、セミナー室(50名前後)、各種備品の貸し出しを行っています。インターネット接続は無料です。その他、コピー室(有料)、倉庫を備えています。

通勤用駐車場はありません(来客用のみ)。

【利用時間】

入居者は24時間利用可能(セキュリティーカード貸与)

■入居者支援

【入居方法】

入居募集は年に数回実施しています。入居申請書をご提出いただき、書類審査、面談、プレゼンテーション審査を受けていただきます。

【入居から入居後の支援】

入居後は、長崎県ビジネス支援プラザのインキュベーションスタッフとの事業ミーティングのほかに、各関係支援機関が実施している支援事業等経営に関する支援が受けられます。

事業計画のブラッシュアップを始め、目標や課題の話し合い、入居者や施設外の創業者とのマッチング交流会や各種セミナーを開催します。また、法務、会計、各種専門家とのコーディネートをを行い、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを学ぶことができます。

入居期限延長を希望する場合は更新審査を受けて更新することができます(最長期間内)。

■セミナー・交流会について

起業準備のための必要な知識や情報が得られるセミナーや、経営、財務、販路開拓、人材育成など起業に役立つセミナーを開催しております。また、他の入居者、卒業者、関係機関を交えての交流会も定期的に行っています。



一般社団法人

長崎県中小企業診断士協会

お問い合わせ

TEL 095-832-7011 FAX 095-832-7012

E-mail pres@shindan-nagasaki.jp

〒850-0036 長崎市五島町 5-34

トーカンマンション五島町 212

会長 前田 慎一郎 <https://shindan-nagasaki.jp/>

受付時間

平日 10:00~16:00

相談方法

メール



支援メニュー(3ページ): ②~⑤、⑩~⑬



創業・経営のことなら

何でもお任せください！

■長崎県中小企業診断士協会とは

「中小企業診断士」という国家資格を持つ、企業の経営コンサルタントの専門家集団です。「現状分析を踏まえた企業の成長戦略のアドバイス」が主な業務ですが、その知識と能力を活かして幅広く活躍しています。

中小企業の経営支援、経営改善、事業計画作成支援等を行っており、商工会議所、商工会の登録専門家として、経営に関する相談にも対応しています。

そのような専門知識を活かし、創業のご相談を受け付けています。

- ・創業セミナーの開催
- ・融資・補助金申請のお手伝い
- ・個別相談
- ・金融機関における相談会

創業をお考えの皆様に、どうしたら成功するか、どうしたら失敗を防げるか、支援実績をもとにアドバイスをいたします。

また、創業後も、環境の変化に応じて経営診断を行いながら、引き続き支援いたします。

主な創業支援

■各種セミナーの開催

- ・創業セミナー

創業に興味がある段階の方から参加できるセミナーです。創業プロセスのイメージをつかんでいただくのに最適です。

中小企業診断士（当協会会員）が講師をつとめますので、経済情勢に即したテーマを臨機応変に取り入れ、カリキュラムに反映しています。

■各種助成金の申請を支援

創業補助金などをはじめ、各種助成金に採択されるための申請書の書き方を、実績がある診断士が直接アドバイスします。当協会は、団体として経済産業省の「経営革新等支援機関」の認定を受けています。また、会員の中にも、個人で支援機関として認定を受けている診断士がおりますので支援体制は充実しています。

長崎県創業支援補助金の事務局も行っています。

<https://sougyoushien.com/>

■融資のための事業計画の作成支援

金融機関・公的機関からの融資を受けるためには、事業計画書が必要ですが、一人で作るのは大変です。自己資金、事業規模等、その方の状況に応じてアドバイスをを行います。

もちろん創業後もハズオン支援！

■セミナー受講後の継続支援

創業セミナー、スクール終了後も、創業支援の専門家集団として、継続して創業者の支援ができます。

■創業開始後の支援

セミナー・スクールを終了された後も引き続きご相談に応じています。創業された後も、事業の方向性の見直し、経営改善方法、資金計画など、診断士の実績を活かしたフォローアップを行います。



日本政策金融公庫

長崎支店 国民生活事業

お問い合わせ

TEL 095-824-3142・3143 FAX 095-826-4467

〒850-0057 長崎市大黒町 10-4

担当：融資相談係

<https://www.jfc.go.jp/>

受付時間

平日 9:00~17:00

相談方法

電話、来店



支援メニュー(3ページ):②~④、⑩、⑬



創業を支援する 政策金融機関

■“日本政策金融公庫”とは？

平成20年10月に発足した民間金融機関の補完を旨とし、事業に取り組む方々等を支援する政策金融機関です。

国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業が連携し、幅広いサービスを提供しています。

国民生活事業は、小規模事業者・創業企業のみなさまへの事業資金融資を取り扱っています。国民生活事業の融資先は約119万先となっており、数多くの中小企業・小規模事業者のみなさまにご利用いただいています。

なかでも、創業支援に力を入れており、さまざまな支援メニューを提供し、多くの創業者のみなさまにご利用いただいています。

創業者(創業前及び創業後1年以内)への令和5年度融資実績

全国 : 26,447先

長崎 : 246先

近年は地域や社会の課題解決に取り組む「ソーシャルビジネス」も積極的に支援しています。

まずは、日本政策金融公庫 長崎支店 国民生活事業へお気軽にご相談ください。

主な創業支援

■資金調達

新たに事業を始める方・事業開始後間もない方向けの「新規開業資金」、「創業支援貸付利率特例制度」など、創業のための融資制度があります。

担保・保証人については、お客さまのご希望を伺いながら相談させていただきます。無担保・無保証人融資をご希望の方には「新創業融資制度」があります。

■創業に関する基礎知識の提供

「創業の手引」や「事例集」など、創業に役立つ情報が満載の冊子を無料で配布しています。

ホームページの「創業関連情報コーナー」では創業事例や経営指標をご覧いただけます。また「起業家応援マガジン」ご登録いただいた方に、経営ノウハウやセミナー・イベント情報を配信しています。

■事業計画書の作成支援

「創業サポートデスク」では、専任の担当者が創業準備のポイントの説明や事業計画書の作成などに関するアドバイスを行います。

お電話にてご相談されたい場合は、創業ホットライン(0120-154-505)までお気軽にお問い合わせください。

■セミナーの開催

創業支援セミナーを開催し、創業に関する講演や個別相談などを実施しています(参加費は無料)。

長崎市内の商工会議所や商工会において、相談会(一日公庫)を定期的に開催しています。

もちろん創業後もハンズオン支援!

■経営診断

「財務診断サービス」では、お客さまの決算書を分析し、財務指標と業界平均値との比較などができます(無料)。

「SWOT分析サービス」では、経営状況を強み(S)、弱み(W)、機会(O)、脅威(T)に分けて整理し“見える化”します(無料)。

「インターネットビジネスマッチング」では、創業後の販売先や仕入れ先の開拓など、全国規模でのビジネスチャンスの拡大にご活用いただけます(当公庫お取引先のみ登録可能。無料)。

十八親和銀行

お問い合わせ

TEL 095-824-6168 FAX 095-824-7234

〒850-0841 長崎市銅座町 1-11

担当：営業推進部 法人ビジネスサポートセンター

<https://www.18shinwabank.co.jp>

受付時間(営業店窓口)

平日 9:00~15:00

相談方法

各支店の窓口



支援メニュー(3ページ):④、⑩、⑬



創業支援のことなら 何でもお任せください!

■十八親和銀行では中小企業のお客様の経営課題や様々なニーズに対して、資金等の円滑な供給はもちろんのこと、経営相談や経営改善支援といった総合的なコンサルティングを実践するために、本部専門部署による営業店サポートの徹底や、外部専門家・外部機関のネットワーク活用により、お客さまにとって最適なソリューションの提供を目指しています。

■十八親和銀行は日本政策金融公庫・信用保証協会の3者間において、創業者支援を柱とした「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。それぞれの機関が有する特性を生かし、創業・開発期企業への質の高いサポートを提供していきます。

主な創業支援

■事業カウンセラーによる個別相談

創業を積極的に支援するため、専門の相談部隊として営業推進部(長崎)内に「事業カウンセラー」を2名配置しています。(2024.4.1現在)

事業カウンセラーによる個別面談を実施し、創業に向けた専門的なアドバイスや開業に向けた計画策定サポート、創業資金の調達相談、各種補助金のご相談等、幅広くサポートいたします。

まずは十八親和銀行の各営業店窓口へご相談ください。

■関係機関との連携強化が強みです

十八親和銀行と日本政策金融公庫、長崎県信用保証協会が連携し、創業にチャレンジする皆さまを、全面的にサポートします。

①連携した融資

十八親和銀行・日本政策金融公庫・長崎県信用保証協会が連携し、創業者に必要な資金ニーズに対応します。

②事業計画策定支援

創業融資ノウハウを保有する日本政策金融公庫との連携により、事業計画の策定から創業に関するさまざまな相談まで、きめ細かくサポートします。

③創業後フォローアップ

創業者に対して、関係機関が経営指導や経営相談などのフォローアップを実施します。

また、商工会議所や商工会、税理士等と連携して、資金調達に限らず、経営の相談や各種補助金の案内など幅広く対応いたします。

※融資のお申込みには、十八親和銀行の審査がございます。審査の結果によってはご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

■財務相談、販路拡大など

創業後も事業面や金融面など、さまざまなサポートを継続して実施いたします。また、各種商談会、経営・従業員育成等に関するセミナー等を開催し、創業後も幅広くサポートいたします。

長崎銀行

お問い合わせ

TEL 095-822-4582 FAX 095-826-4150

〒850-8666 長崎市栄町 3-14

担当：営業統括部 法人営業室

<https://www.nagasaki.co.jp/>

受付時間

平日 9:00～15:00

相談方法

各支店の融資窓口



支援メニュー(3ページ): ④、⑩、⑬



創業に関する 事業計画の策定支援・ 創業支援資金のことなら 長崎銀行へ

■長崎銀行は、日本政策金融公庫長崎支店と地域経済の活性化に向けた業務連携・協定に関する覚書を締結しています。

その中でも、創業支援については協調融資である『ながさき創業支援資金』を創設し、創業をバックアップいたします。

主な創業支援

■各営業店での相談受付

各営業店の融資窓口にて、創業に関する相談等を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

また、お借入だけでなく創業補助金等のご相談も受け付けています。

■ながさき創業支援資金

創業資金については、日本政策金融公庫との協調融資商品である

『ながさき創業支援資金』を準備しております。

【ご利用条件】

お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	3,000万円以内（当行と日本政策金融公庫の融資総額）
ご融資期間	運転資金：原則5年以内（うち元金据置6ヶ月以内）
	設備資金：原則15年以内（うち元金据置1年以内）
ご融資利率	当行所定金利 （事業計画について当行の策定支援を受けた場合は金利優遇）

■事業計画の作成支援

営業店および本部の法人営業室が連携し、創業に向けた事業計画の策定を支援します。

もちろん創業後もハンズオン支援！

■コンサルティングや販路拡大策など

創業後も定例的な訪問活動等を通じて、ライフステージに応じたフォローやコンサルティングを行います。

また、西日本フィナンシャルホールディングスグループとの連携による、商談会や各種セミナー（経営支援セミナー・新入社員セミナー等）を開催します。



東長崎商工会

お問い合わせ
TEL 095-839-8866 FAX 095-839-8867
〒851-0133 長崎市矢上町 20-27
担当：総務支援課

受付時間
平日 8:45～17:30

相談方法
来所、電話、メール(SNS)

<https://www.shokokai.or.jp/h-nagasaki/>



支援メニュー(3ページ): ②～⑬



あなたの夢をカタチに 創業者に寄り添うサポート!

～計画策定・資金調達・補助金～

■商工会とは

法律に基づき設立された公益法人です。

1,643の商工会が全国の市町村にあり幅広い業種で構成されている会員組織です。

国や都道府県の小規模企業施策の実施機関でもあり事業を始めたい方、事業を成長(安定)させたい方、事業を引き継ぎたい方など小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しております。

■商工会の主な支援メニュー

- ・ 創業に関する様々な相談をしたい
- ・ 事業計画を策定したい
- ・ 運転、設備資金を調達したい
- ・ 会計(帳簿)をしっかりとしたい
- ・ 確定申告をきちんと行いたい
- ・ 労働保険の手続きをお願いしたい
- ・ 販路開拓に取り組みたい
- ・ 補助金にチャレンジしたい
- ・ 事業者等との交流を深めたい
- ・ 地域のためのボランティア活動
- ・ 事業承継を検討したい
- ・ 後継者や従業員に学んでほしい
- ・ 困ったときの相談相手がほしい

■東長崎商工会の取り組み

本会は、
「商工会は
行きます
聞きます
提案します」をモットーに
創業者や事業者の最も身近な
相談相手を目指します。

主な創業支援 (東長崎・茂木地区で創業の方、地域とともに発展しましょう)

■創業のスタートは、まずは東長崎商工会へ!

支援の流れ

- ①東長崎商工会へ来会、電話もしくはメールでご連絡ください。
TEL: 095-839-8866
メール: higanaga@shokokai-nagasaki.or.jp
お電話の場合は、創業相談と言っていただけますと支援担当者が対応します。
メールの場合は、メールをいただいた後に支援担当者が返信等させていただきます。
- ②聞き取り
創業に向けて準備されている状況をお聞かせいただけます。
必要に応じて来会いただくか、訪問をさせていただくこともございます。
- ③創業に向けたご提案
創業者からの聞き取り等により創業に必要な支援をご提案させていただきます。
- ④事業の開始
創業後は会員となって引き続き主な支援メニューをご活用いただけます。

■創業の準備をしっかりとカタチに

創業時の準備として、資金はどのように調達できるのか、店舗をどこにするか、どんな補助金があって活用可能なのか、創業に必要な届出、許認可が必要な場合の手続方法など、創業の準備を進める上で知っているようで知らないことも多くあります。

そこで、創業までの準備をしっかりと行っていくことが必要です。

本会では、創業の相談に対応できる担当者がサポートしますので安心してご相談ください。

■創業後のフォローアップ

創業後は、会員の経営状況などに応じて事業計画のブラッシュアップや事業資金の借換相談、補助金の活用、専門家派遣制度(中小企業診断士、税理士、社会保険労務士など 相談無料)など提案型の支援を行っております。



長崎市北部商工会

お問い合わせ

TEL 095-850-0050 FAX 095-850-0982

〒851-2204 長崎市三重町 958

担当：経営支援課

<https://www.shokokai-nagasaki.or.jp/nagasakihokubu/>

受付時間

平日 9:00~17:30

相談方法

来所(事前にお電話をいただけるとスムーズにご相談を受けることができます。)



支援メニュー(3ページ):②~⑬



経営のことなら

何でもお任せください!

〈主な長崎市北部商工会の活動〉

長崎市北部商工会は、平成31年4月1日より「三重商工会」「琴海商工会」が合併して誕生しました。長崎市北部の商工業者の経営支援を行っています。

■経営指導

企業経営に必要な金融・税務・労働などの経営上のあらゆる経営指導を行っています。

■販路開拓支援

特産品や加工品など小規模事業者にて化した販路開拓支援を行っています。

■講習会・研修会

経営者の皆様にとって、必要な知識や技術などに関する各種講習会や業種別研修会を行っています。

■記帳指導

帳簿のつけ方から決算・税務申告の指導や、コンピュータによる記帳の代行を行っています。

■地域(まち)づくり

地域の発展のために、地域の催しへの協力などを通じて、地域活性化に貢献しています。

■会員福祉

経営者・従業員の福利厚生のため各種共済制度を実施しています。

お気軽にご利用ください!

相談のお申込み・ご予約は

電話095-850-0050まで。



主な創業支援

■個別相談

本会では創業者向けの個別相談を随時受け付けております。「創業したいけどどうすればいいのだろうか?」「創業したけれどなかなか軌道にのれない」等、皆さんのお悩みに、専門の担当者が対応いたします!お気軽にご相談ください。

■事業計画の作成

具体的な事業計画を作成するための支援を行っています。専門性の高い分野の相談は必要に応じて外部専門家・外部機関をご紹介します。作成された事業計画について、計画の妥当性・実現性などを確認し、問題点・課題等解決のために適切なアドバイスを行います。

■資金計画

事業計画の作成と並行して「創業時に使える公的融資制度を知りたい」など、創業・起業時のさまざまな課題解決、全般的なご相談にお応えします。相談は無料です。

■税務相談

創業後は、年末調整、所得税、法人税、消費税、相続税等 決算・確定申告などの税務処理が発生します。各々の制度は複雑で初めての方は、何かから手をつければよいものかわからないケースが多くみられます。

商工会では、創業計画の段階から諸手続きのアドバイスなどを行います。事業者が税金を把握することは、資金繰りを考えるうえで必要不可欠です。

もちろん創業後もハンズオン支援!

創業・起業に必要な各種申請、届出に関することや、社会保険、労働保険、公的融資、助成金の申請手続きについても、個別にアドバイスいたします。

創業後は、事業を軌道に乗せるにあたり、資金繰り、マーケティング、商品・サービスのPR、営業方法及び販路の開拓など様々な課題を解決していかなければいけません。

商工会では専門的な課題が生じた場合、税理士や中小企業診断士などと連携して課題解決に取り組みます。課題を総合的に分析し、解決のためのコーディネート役を担います。専門家派遣制度(無料制度あり)もあり、様々な角度から課題解決のためのご提案をさせていただきます。

身近な相談先として商工会をご活用ください。



長崎南商工会

お問い合わせ

TEL 095-892-0078 FAX 095-892-0120

〒851-0403 長崎市布巻町 88-1

担当：経営支援課

<https://www.shokokai-nagasaki.or.jp/nagasakiminami/>

受付時間

平日 9:00~17:00

相談方法

電話、来所



支援メニュー(3ページ):②~⑬



経営のことなら

何でもお任せください!

■長崎南商工会は

平成19年4月1日に、「野母崎商工会・三和商工会・香焼商工会・伊王島町商工会・高島町商工会」の5商工会が合併して誕生し、長崎市南部地区の商工業者の経営支援と地域の活性化を大きな目的としています。

■お気軽にご相談を

商工会では、経営のことで悩んでいる事業者の皆様に、その課題解決のための相談指導を行っています。資金繰りのこと、税金のこと、労務管理のこと、事業計画のこと、事業承継のこと、そして新規創業、etc…。どうぞお気軽に商工会にご相談ください。もちろん秘密は厳守します。

■専門知識を持つ職員が対応

経営に関する専門知識を持つ職員が、様々な相談に、きめ細かに丁寧にアドバイスいたします。職員の中には、公的資格を持った優秀なスタッフが多数おります。

■豊富なネットワーク

商工会は、長崎県、長崎市、税務署、ハローワーク、労働局、各種金融機関、弁護士、司法書士、税理士等、創業及び経営に必要な強固なネットワークを構築していますので、ご安心ください。

主な創業支援

■個別相談

まずご相談ください。次のことを一緒に考えていきましょう。

①なぜ創業するのか。何をやりたいのか。

これを明確にすることで、その後の困難を乗り越えることができます。また家族の理解や協力を得ることも重要です。

②なにをやるか決めましょう。

自分のこれまでの経験、知識、資格、人脈など、何が武器になるか見つめ直すことで、事業を絞り込むことができます。

③事業を具体化しましょう。

顧客は誰なのか、顧客のニーズは何なのか、自社の強みは何なのかを具体化しましょう。特に、同業他社にはない独自性や新規性が重要です。

■事業計画書を作りましょう

そして、具体的なビジネスモデルをつくりまします。誰に、何を、どのように売するのか。競合状況、収益・コストの計算、経営資源など、客観的で実現可能な計画を文字や数字で落とし込むことが必要です。事業計画書は、金融機関などへの説明資料としても大切です。

■創業の準備をしましょう

計画書を作ったら、創業に必要な資金、許認可、税務署等への届出、従業員の採用など、具体的な行動を行いましょう。夢の実現に向けてはじめての一步を踏み出すこととなります。

■商工会が完全フォローします

商工会は、創業を考えている方の相談を受けてから、創業の決断、事業の選択、事業の明確化、事業計画書の作成、創業準備、そして創業へと、創業に必要なことについて完全サポートします。

もちろん創業後も伴走型支援!

■事業継続のために

事業を継続していくためには、創業後3年が勝負といわれます。商工会は、創業準備のみならず、創業後も経理、決算、確定申告、販路開拓、資金繰り、労働保険、福利厚生など、経営にかかるあらゆる相談・指導を引き続き行っていきますので、ぜひ、商工会にご加入ください。



長崎県よろず支援拠点

(実施機関:長崎県商工会連合会)

お問い合わせ

TEL 095-828-1462 FAX 095-828-1466

〒850-0031 長崎市桜町 4-1

長崎商工会館 9 階

担当: 事務局

<https://www.yorozu-nagasaki.go.jp>

受付時間

平日 9:00~17:00

相談方法

来所、オンライン、電話



支援メニュー(3ページ):②~⑭



長崎県よろず支援拠点は、中小企業庁認定の無料経営相談窓口です。

事業所の99%はいわゆる中小・小規模事業所です。その経営にはそれぞれに課題があり、経営者のみなさんは悩みを抱えておられます。

”長崎県よろず支援拠点”は、そうした中小・小規模事業者の方々から寄せられる経営上のあらゆるご相談にお応えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。

本県では、長崎県商工会連合が実施機関となり、長崎県内の商工会、商工会議所等の中小・小規模事業者支援機関との連携を図り、質の高い支援をしています。

主な創業支援

長崎県よろず支援拠点は、各分野の専門家で構成し、売上拡大、経営改善、あるいは新規創業など経営に携わる方々の課題を共有させていただき、経験と知識を持ち寄りながら、その解決に向けた具体策をご提案します。

(1)長崎県よろず支援拠点の特徴

中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士などの士業に加え、デザイン、IT活用、販路開拓など各分野の多彩な専門家がご相談を承ります。

(2)ご相談の流れ

Step 1 事前予約制

ご相談いただく際は、電話かメールにてお気軽にお問い合わせください。事務局にて日程を調整いたします。

Step 2 創業に関するヒアリングの実施

どんなことを始めたいのか、貴方の夢をお聴きします。

Step 3 課題の整理

ご相談者様からお話をお聞きするなかで浮かび上がった課題を整理し、共有します。必要に応じ、複数のメンバーで支援します。

Step 4 具体策のご提案

創業に関する計画策定(資金計画を含む)、市場設定、商品開発や広告宣伝等の課題解決のためのご提案を行います。

Step 5 創業まで支援継続

創業までに必要な期間は、ご相談者様が抱えておられる課題により千差万別です。時間をかけながら段階的に取り組むこともありますが、回数に制限はありませんので、何度でもご相談ください。

Step 6 創業後も経営支援継続

創業後も、継続的に利用している方がほとんどです。事業の成長段階にあわせた伴走支援を行っていますので、ぜひご活用ください。



商工中金

お問い合わせ

TEL 095-823-6241 FAX 095-827-0736

〒850-0841 長崎市銅座町 2-13

担当：営業第一課・営業第二課

<https://www.shokochukin.co.jp>

受付時間

平日 9:00～15:00

相談方法

電話、来所



支援メニュー(3ページ):④、⑩、⑬、⑭



商工中金にとって、 中小企業の成長こそが 私たちの成長です。

■商工中金は、全国47都道府県と海外5か所に拠点を持つ、中小企業専門の金融機関です。

■商工中金は、地域経済への影響力を有する地域中核企業等がリスクの高い事業に乗り出そうとする取組みや、再編や新たな成長が見込まれる産業に対し、全国ネットワークを活用したソリューション提供を行っています。また、フロンティア分野（航空機、ロボット、高度IT）に挑戦する企業や創業間もない企業に対して、投融資と本業を一体で支援することで、地域の金融機能の高度化に取り組んでいます。

■資金面のみに留まらず、全国ネットワークを活かした本業支援等により創業段階の事業展開をサポートします。

主な創業支援

■資金調達

商工中金は、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の皆さまが事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

■事業計画策定のサポート

外部支援機関や、グループ会社である株式会社商工中金経済研究所との連携により、お客さまの事業計画策定をサポートします。

■ビジネスマッチング

商工中金は、日本全国47都道府県と海外5拠点にひろがる店舗網、さまざまな外部機関とのネットワーク、そして7万社以上のお客さまとのリレーションを活かしたビジネスマッチングを推進しています。たとえば、商品・製品の新たな販売先・仕入先や生産・加工に関する受発注先の紹介のみならず、生産・技術協力、物流拠点の相互利用などの多様な企業間連携ニーズまで、お客さまの事業ニーズに最適なビジネスパートナーをご紹介します。

■インキュベーション施設入居者支援

「ながさき出島インキュベータD-FLAG」入居者向けに、「ながさき出島インキュベータ《D-FLAG》入居企業支援ローン」をご用意しております。

【ながさき出島インキュベータ《D-FLAG》入居起業支援ローン 概要】

貸付対象	ながさき出島インキュベータ《D-FLAG》入居し、新事業に取り組む事業者
貸付用途	新たな事業を行うために必要な運転資金
貸付金額	5,000万円以内
貸付期間	5年以内(据置2年以内)
貸付利率	商工中金所定の利率
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます。
設備資金の取り扱いもごさいます。	

4 税務関係の届出はどうするの？

創業時に必要な届出書類は、届ける書類の種類や届出先によって様々あります。なお、創業形態が法人か個人か、また税申告方法などにより内容が異なりますので、詳しくは税務署等各担当機関にお問い合わせください。

【税務関係の届出について】

届出先		提出期限・留意点等	
個人	税務署	①個人事業の開業届出書	事業を開始した日から1か月以内
		②青色申告承認申請書 (青色申告を希望する場合)	1月16日以後に事業を開始した場合は開始した日から2か月以内(その他の場合はその年の3月15日まで)
		③給与支払事務所等の開設届出書 (従業員を雇う場合)	給与支払事務所等を設けた日から1か月以内
		④青色事業専従者給与に関する届出書 (青色事業専従者給与を支払う場合)	1月16日以後に新たに青色事業専従者を有することとなった場合は、有することとなった日から2か月以内(その他の場合はその年の3月15日まで)
		⑤源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 (給与の支給人員が常時10人未満で、希望される方のみ)	特に定められていません(原則として、提出した月の翌月以後に支払う給与等から適用されます)
		⑥棚卸資産の評価方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
		⑦減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、定額法となります)
振興局税務部	個人事業税の開業届出書		
法人	税務署	①法人設立届出書	・設立の日から2か月以内 ・定款等の写しなど定められた書類の添付が必要
		②給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等を設けた日から1か月以内
		③源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 (給与の支給人員が常時10人未満で、希望される方のみ)	特に定められていません(原則として、提出した月の翌月以後に支払う給与等から適用されます)
		④棚卸資産の評価方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
		⑤減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、建物を除き定率法となります)
		⑥青色申告の承認申請書 (青色申告を希望する場合)	設立後3か月を経過した日と当該年度終了の日のうち、いずれか早い日の前日まで
振興局税務部	法人設立届	・設立の日から1か月以内 ・定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要	
市役所市民税課	法人の設立(設置)申告書	・設立の日から30日以内 ・登記簿謄本の写し及び定款等の写しの添付が必要	

※詳しくは各機関までお問い合わせください。

※国税の各種手続がインターネットで行えます。詳しくはe-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

【税務署】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎税務署	〒850-8678 長崎市松が枝町6-26	095-822-4231	長崎市、西海市、時津町、長与町

【振興局税務部(県税事務所)】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎振興局税務部	〒850-0033 長崎市万才町3-17	095-822-3101	長崎市、時津町、長与町
長崎県庁税務課	〒850-8570 長崎市尾上町3番1号	095-824-1111	県下全域

【市役所市民税課】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎市役所市民税課	〒850-8685 長崎市魚の町4-1(3階)	095-829-1133	長崎市

5 社会保険関係の届出はどうするの？

健康保険、雇用保険等の社会保険関係については、創業する際に届出が必要となります。

なお、必要な届出は、創業形態が法人個人別、従業員の雇用の有無等により内容が異なりますので、詳しくは年金事務所等各担当機関にお問い合わせください。

【社会保険関係の届出について】

届出先	種類	提出期限・留意点等
年金事務所	健康保険、厚生年金保険 ①新規適用届 ②被保険者資格取得届 ③被扶養者届	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業所はすべて加入 ・個人の場合（注） 従業員5人以上はすべて加入 （サービス業の一部等については任意加入） 従業員5人未満は任意加入 ・事実発生から5日以内に届出
公共職業安定所 （ハローワーク）	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる ・①は開設後10日以内に、②は雇用した翌月の10日までに届出
労働基準監督署	労災保険 ①保険関係成立届 ②概算保険料申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所は雇用保険と同じ ・①は雇用した日から10日以内に、②は50日以内に届出

（注）個人の事業主は、国民健康保険・国民年金の適用となります。届出先は市町村役場です。

※この他にも付帯する届出などがありますので、詳しくは各機関までお問い合わせください。

【年金事務所】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎北	〒852-8502 長崎市稲佐町4-22	095-861-1354	長崎南年金事務所が管轄する区域の届書の受付、相談
長崎南	〒850-8533 長崎市金屋町3-1	095-825-8701	長崎市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、時津町、長与町、新上五島町

【公共職業安定所（ハローワーク）】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎	〒852-8522 長崎市宝栄町4-25	095-862-8609	長崎市、時津町、長与町
西海出張所	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033	西海市

【労働基準監督署】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎	〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2F	095-846-6353	長崎市、五島市、西海市、時津町、長与町、新上五島町

6 許認可関係はどこに申請するの？

創業される業種によっては、法令により許可、認可、登録、免許、届出が必要となるものがあります。例えば飲食店の場合は一定の衛生水準の確保という観点等から保健所の許可が必要となります。創業しようとする業種について許認可が必要かどうか関係窓口にご照会ください。

保健所を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
飲食店営業	許可	長崎市保健所 (長崎市役所生活衛生課)	〒850-8685 長崎市魚の町4-1(11階) TEL095-829-1155
食品の製造業 (菓子・そうざい・その他)			
食肉販売業			
魚介類販売業			
ホテル・旅館業			
公衆浴場営業			
興行場営業			
薬局・医薬品販売業			
クリーニング業	届出	長崎市保健所 (長崎市役所地域保健課)	〒850-8685 長崎市魚の町4-1(11階) TEL095-829-1153
理容業			
美容業			
施術所 (あん摩・はり・灸師等)	許可、届出	長崎市保健所 (長崎市役所地域保健課)	〒850-8685 長崎市魚の町4-1(11階) TEL095-829-1153
診療所			

県等を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
宅地建物取引業	免許	長崎県土木部建築課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3091
建設業 ※	許可	長崎県土木部監理課	〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3015
酒類の販売業	免許	長崎税務署	〒850-8678 長崎市松が枝町6-26 TEL095-822-4231
貨物自動車運送事業	許可	長崎運輸支局輸送部門	〒851-0103 長崎市中里町1368 TEL095-839-4747
貨物軽自動車運送事業	届出		
自動車分解整備事業	認証	長崎運輸支局整備部門	〒851-0103 長崎市中里町1368 TEL095-839-4749

※建設業の許可について

次に該当する工事のみを請け負うことを事業とする場合、許可は必要ありません。

(1) 建築一式工事: ①工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事

②延べ床面積が150㎡に満たない木造住宅工事

(2) 建築一式工事以外の建設工事: 工事1件の請負金額が500万円に満たない工事

なお、電気工事業の場合、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、電気工事業の登録は必要となります。

警察署を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
古物商	許可・届出等	各警察署	下記参照

【警察署】

名称	住所	電話番号	管轄地区
長崎	〒850-0058 長崎市尾上町5番26号	095-822-0110	長崎市の内 五島町、万才町、樺島町、江戸町、築町、賑町、栄町、魚の町、桜町、興善町、桶屋町、金屋町、古町、勝山町、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、御船蔵町、八千代町、銭座町、上銭座町、天神町、浜平1・2丁目、幸町、茂里町の一部(街区符号1～3番)、目覚町、緑町、宝町、新地町、梅香崎町、中新町、稲田町、十人町、館内町、籠町、本石灰町、丸山町、寄合町、船大工町、西小島1・2丁目、東小島町、油屋町、高平町、中小島1・2丁目、上小島1～5丁目、愛宕1～4丁目、弥生町、八つ尾町、白木町、彦見町、風頭町、桜木町、矢の平1～4丁目、鍛冶屋町、浜町、万屋町、銅座町、古川町、銀座町、東古川町、八幡町、麴屋町、寺町、諏訪町、桜馬場1・2丁目、伊勢町、新大工町、夫婦川町、下西山町、馬町、出来大工町、大井手町、今博多町、上西山町、伊良林1～3丁目、中川1・2丁目、新中川町、本河内1～4丁目、鳴滝1～3丁目、片淵1～5丁目、木場町、西山本町、西山1～4丁目、立山1～5丁目、上町、玉園町、八百屋町、炉粕町、出島町、大黒町、尾上町、元船町、芒塚町、宿町、界1・2丁目、網場町、潮見町、春日町、矢上町、平間町、高城台1・2丁目、現川町、田中町、東町、かき道1～6丁目、松原町、古賀町、つつじが丘1～5丁目、鶴の尾町、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町、茂木町、田上1～4丁目、三景台町、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町、港湾法による長崎港の港湾区域(深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面を除く)、稲佐町、曙町、光町、弁天町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、丸尾町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1・2丁目、みなと坂1・2丁目、淵町、梁川町、竹の久保町、宝栄町、岩見町、春木町、福田本町、小浦町、大浜町、小江町、小瀬戸町、神ノ島町1～3丁目
大浦	〒850-0921 長崎市松が枝町7番25号	095-829-0110	長崎市の内 常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、椎の木町、高丘1・2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1・2丁目、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、出雲1～3丁目、上田町、小曾根町、浪の平町、南山手町、古河町、東琴平1・2丁目、小菅町、国分町、西琴平町、戸町1～5丁目、小ヶ倉町1～3丁目、新小が倉1・2丁目、ダイヤランド1～4丁目、土井首町、磯道町、平瀬町、毛井首町、三和町、京太郎町、鹿尾町、古道町、草住町、米山町、平山町、平山台1・2丁目、竿浦町、江川町、鶴見台1・2丁目、末石町、柳田町、八郎岳町、上戸町、上戸町1～4丁目、新戸町1～4丁目、大山町、深堀町1～6丁目、大籠町、香焼町、伊王島町1・2丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、港湾法による長崎港の港湾区域(深堀、香焼地区臨海工業用地以南の海面)
浦上	〒852-8134 長崎市大橋町26番4号	095-842-0110	長崎市の内 浜口町、松山町、大橋町、岡町、橋口町、上野町、平野町、平和町、本尾町、江平1～3丁目、高尾町、茂里町(街区符号4番)、川口町、岩川町、坂本1～3丁目、立岩町、富士見町、城山町、城栄町、油木町、青山町、金堀町、城山台1・2丁目、花園町、若草町、昭和1～3丁目、三川町、西山台1・2丁目、川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町、住吉町、住吉台町、若葉町、文教町、千歳町、中園町、赤迫1～3丁目、花丘町、泉町、泉1～3丁目、大手1～3丁目、家野町、三芳町、江里町、緑が丘町、清水町、白鳥町、西町、錦1～3丁目、音無町、柳谷町、若竹町、西北町、岩屋町、葉山1・2丁目、エミネント葉山町、滑石1～6丁目、北栄町、北陽町、大園町、虹が丘町、大宮町、本原町、小峰町、扇町、石神町、辻町、三原1～3丁目、横尾1～5丁目、女の都1～4丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、小江原1～5丁目、式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町
時津	〒851-2105 西彼杵郡時津町 浦郷275番地1	095-881-0110	西彼杵郡 長崎市の内 鳴見町、多以良町、畝刈町、豊洋台1・2丁目、京泊1～3丁目、さくらの里1～3丁目、三京町、三重町、松崎町、櫻山町、三重田町、畦町、鳴見台1・2丁目、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道徳町、神浦下道徳町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町



長崎市経済産業部 新産業推進課 令和6年9月発行

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市役所14階 ☎095-829-1273 shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

創業サポート長崎

検索